第3回地域自立支援協議会 平成29年11月28日 資料8

地域生活支援拠点等の整備について

1. 「地域生活支援拠点等」とは

【概要】

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

*整備等の手法として、多機能拠点整備型と面的整備型が国から示されている。

「地域生活支援拠点等」の概要

<u>① 運営主体</u>

- 多機能拠点整備型: 施設等を運営する法人等
- •面的整備型:中心的機能を有する施設等を運営する法人等 もしくは関係施設等を運営する複数の法人等

② 具備すべき機能

- ・居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け 入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなど)
- ・圏域もしくは市町村において、各地域でどのような機能が必要か検討し、その機能を有することで足りる。
- 拠点等ごとに有する機能が異なっても問題ない。

【参考】 拠点等に必要と考えられる機能(例)

必要な機能	機能を満たすためのサービスの考え方(例)
①緊急時の受け入れ・対応	短期入所等における緊急受入れや医療機関への連絡体制が確保されていること。原則として365日対応であること。常時、グループホームやアパートなどの空き部屋が確保されていること。
②相談支援機能	コーディネーターや支援員などにより、24時間支援体制が確保されていること。地域移行、地域定着を中心とした差横断支援を行う体制が確保されていること。
③体験の機会・場の確保	体験型入所を行うグループホームや自立した生活に向け訓練する場が確保されていること。
④専門性の確保	福祉職員に対する各種研修が実施されていること。強度行動障害や医療的ケアが必要な事業所が確保されていること。
⑤地域の体制づくり	コーディネーターが配置されていること。サービス利用調整を行う職員が配置されていること。
⑥その他	定期的に協議会等で圏域内の課題や状況等を情報共有していること。